

# 藤井寺市柏原市学校給食組合職員表彰規程

平成 3 年 12 月 3 日  
訓 令 第 2 号

改正

令和 5 年 3 月 29 日 訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 藤井寺市柏原市学校給食組合職員の表彰に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(表彰)

第 2 条 次の各号に該当する者は、管理者がこれを表彰する。

(1) 本組合に 20 年以上勤務した者で、その間日常の事務、事業に精励し、勤務成績が良好と認められる者

(2) 前号に定めるもののほか、特に管理者が表彰することを適当と認めた者

(表彰の方法)

第 3 条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

(表彰の上申)

第 4 条 所属長は、この規程により表彰すべき者があると認めるときは、調査報告書その他参考となる資料を付けて事務局長に提出するものとする。

(表彰の時期)

第 5 条 表彰は、必要に応じ随時行うことができる。

(死亡した者の表彰)

第 6 条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、生前の日にさかのぼってこれを表彰する。

(欠格条項)

第 7 条 懲戒処分を受けたときから、2 年を経過しない者については、表彰を受けることができない。

(在職期間の計算)

第 8 条 第 2 条第 1 号に規定する在職期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 期間計算は、毎年 12 月末日現在によるものとする。

(2) 本組合の職員を退職し、再び本組合の職員として在職した期間は、これを通算する。

(3) 休職中の期間は、その 2 分の 1 を在職期間として計算する。

(4) 停職中の期間は、在職期間から除算する。

(その他の事項)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日訓令第1号）

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。